



消費生活相談

ウクライナ情勢を悪用した手口 ～貴金属の訪問購入トラブル～

相談は
こちらへ…

役場消費生活センター（町民課内）
TEL 0796・36・1941（直通）
たじま消費者ホットライン
TEL 0796・23・1999
※相談無料で秘密は厳守!!

【事例】

- ①自宅に「ウクライナに送る衣類を買い取りたい」と電話があり、了承すると、来訪した業者に貴金属を見せろと言われた。
- ②「新型コロナウイルス感染症やウクライナ侵攻の影響により売り上げが激変したため、協力してほしい」と海産物を勧められ、気の毒に思って注文したがキャンセルしたい。
- ③SNSでウクライナ侵攻の義援金を募集していた。自分も何かしたいと1,000円を寄付したが、義援金のサイトは詐欺の可能性があると分かった。

【ひとことアドバイス】

- ウクライナ侵攻を悪用し、便乗した商法です。便乗商法とは、背景にある世情に便乗して消費者の心情を揺るがし、商品を売りつけるといった商法のことです。高額、粗悪品、虚偽などの悪質な販売方法が問題となっており、注意が必要です。
- 相手の言うことが真実とは限りません。「ウクライナ侵攻や新型コロナウイルス感染症が原因で困っている」と言われても、安易に信用しないようにしましょう。

